

練馬区の地域福祉を推進するための アンケートご協力をお願い

みなさまには、日頃から練馬区の地域福祉活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

区では、令和6年度中に新たな「練馬区地域福祉計画」を策定するにあたり、地域活動を実践しているみなさまからのご意見やご提案を計画に反映させていただくため、アンケート調査を実施いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、本調査の目的、趣旨へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、この調査結果は統計的に処理いたしますので、調査にご協力くださいました方の氏名・回答が公表されることは一切ございません。ご自身のお気持ち・ご意見に一番あてはまる回答をご記入ください。

令和5年〇月 練馬区


【回答方法】 インターネット または 調査票の郵送

※どちらかの方法でご回答ください

【回答時間】 30分程度(目安)

ご投函の締め切り

〇月〇日(〇)

インターネットによる回答方法	調査票の郵送による回答方法
<p>①URLもしくは二次元コードから、専用ウェブサイト にアクセスしてください。</p> <p>【URL】 https://****</p> <p>【二次元コード】 </p> <p>②調査票と同じ質問が画面に表示されます。</p> <p>③途中保存はできませんので、お時間に余裕のあるときに回答してください。</p>	<p>①封筒の宛名のご本人がお答えください。 ご本人が回答することが難しい場合、ご本人の意見を聞いて、ご家族や代理の人が記入しても差し支えありません。</p> <p>②回答は、当てはまる番号を○で囲んでください。 「その他」を選択する場合は番号を○で囲み、()に具体的な内容を記入してください。</p> <p>③質問によっては、回答数や回答者が限られる場合があります。</p> <p>④回答終了後、同封の返信用封筒に入れて封かんし、回答期限までにポストへ投函してください(切手は不要)。</p>

■お問い合わせ・返信先

練馬区 福祉部 管理課 地域福祉係

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号

電話番号 : 03-5984-2716(直通) FAX番号: 03-5984-1214

電子メール: TIIKIFUKUSHI@city.nerima.tokyo.jp

1 基礎質問

問1 あなたの性別・年齢をお答えください。(それぞれ1つに○)

ア 性別	1 男性	2 女性	3 回答しない
イ 年齢	1 20歳代以下 2 30歳代 3 40歳代 4 50歳代	5 60歳代 6 70歳代 7 80歳以上	

問2 つぎの選択肢のうち、あなたが関わっている活動や組織についてお答えください。
(いくつでも○)

1 民生委員・児童委員	4 つながるカレッジねりま
2 地域福祉計画推進委員会(部会も含む)	5 保護司会
3 福祉のまちづくりサポーター	6 更生保護女性会

問3 現在の担当地域、活動地域を教えてください。(いくつでも○)

1 〒176 地域	4 〒179 地域
2 〒177 地域	5 練馬区外
3 〒178 地域	

2 担当地域、活動地域について

問4 担当地域、活動地域において、課題に感じることは何ですか。(いくつでも○)

1 挨拶をしない人が多い	8 緊急時にどうしたらよいか分からない
2 近所との交流が少ない	9 治安が悪くなっている
3 世代間の交流が少ない	10 地域から孤立している人がいる
4 地域の活動が活発でない	11 必要な支援につながっていない人がいる
5 地域の中で気軽に集まれる場が少ない	12 その他(具体的に)
6 移動手段が整っていない	13 特にない
7 買い物へ行くのに不便を感じている	

問 5 担当地域、活動地域の住民は、地域での支え合いや助け合いの活動に関心があると思いますか。
(主なもの1つに○)

- | | |
|-------------|------------|
| 1 とても関心がある | 3 あまり関心がない |
| 2 ある程度関心がある | 4 全く関心がない |

問 6 あなたの担当地域、活動地域で次のような世帯を見たり、聞いたりしたことがありますか。
(いくつでも○)

- | | |
|---|--|
| 1 大量のごみが自宅や周辺に放置されている世帯(ごみ屋敷) | |
| 2 高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯(老老介護) | |
| 3 近隣や地域と関わりをもたない世帯(孤立世帯) | |
| 4 自宅にひきこもっている人がいると思われる世帯(ひきこもり) | |
| 5 高齢の親がひきこもり状態にある中高年の子どもの生活を支えている世帯(8050問題) | |
| 6 子育てと親の介護を一人で同時に抱えている世帯(ダブルケア) | |
| 7 未成年の子どもが家族の介護などによって、自分の時間をもてない世帯(ヤングケアラー) | |
| 8 家族の間で虐待が疑われる世帯(虐待) | |
| 9 上記以外で、深刻な課題を抱えていると思われる世帯
(具体的に:) | |
| 10 見たり、聞いたりしたことはない | |

問 7 問 6 の1~9の項目の世帯を支援した方にお聞きします。支援している中でどのような困りごとがありましたか。(いくつでも○)

- | | |
|--|--|
| 1 困りごとに対応できる相談支援機関がわからない | |
| 2 他の相談支援機関との連絡・調整が難しく、スムーズに連携できていない | |
| 3 連携して支援を行うにあたって、各相談支援機関等の明確な役割分担ができていない | |
| 4 本人や世帯が過去に受けていた支援内容や、支援していた機関がわからない | |
| 5 個人情報の取り扱いが難しいため、必要な情報を共有できない | |
| 6 具体的に何をすればよいかわからない | |
| 7 支援を拒否される | |
| 8 その他(具体的に) | |
| 9 特に困ったことはない | |

問8 近隣と関わりを持たず、何らかの助けが必要と思われる世帯を発見した際、どのように対応しますか。
(いくつでも○)

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1 自分で様子を見に行く | 5 警察に連絡・相談する |
| 2 近隣住民に連絡・相談する | 6 その他(具体的に) |
| 3 自治(町)会役員に連絡・相談する | 7 わからない |
| 4 区役所に連絡・相談する | |

問9 「ひきこもり」の傾向にある方やご家族などから、相談や情報提供を受けたことがありますか。
(○は1つ)

- | | |
|------------|------------|
| 1 受けたことがある | 2 受けたことはない |
|------------|------------|

【問9で「1 受けたことがある」と答えた方へ】

問9-1 相談を受けた際、対応に困ったことがありましたら、お書きください。(自由記述)

3 地域福祉に関する質問

地域福祉活動とは、自治会やPTA、福祉施設でのボランティアなど、子どもからお年寄りまで、障害がある人もない人も、すべての人がその地域で安心して暮らせるようにするための、住民の自発的な意思に基づく助け合いの活動です。

問10 地域のために自ら活動しようとする区民(個人)を支援するために、区はどのような取組を進めるべきだと思いますか。(2つまで○)

- | | |
|--|--|
| 1 地域のために活動するきっかけづくりとなる講座などを実施する | |
| 2 活動の中心的な役割を担う区民を育成するため、専門知識を学ぶ講座などを実施する | |
| 3 活動に資する情報の発信、地域との交流の機会を提供する | |
| 4 活動を希望する区民と人材を求める地域活動団体を結びつける仕組みを整える | |
| 5 活動を継続するために必要な知識を得られる場を設ける | |
| 6 自主的な活動に対して区が支援する必要はない | |
| 7 その他(具体的に) | |

問 11 練馬区の福祉サービスをより充実していくために、特に重要と考える取組は何ですか。
(3つまで○)

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1 相談体制や情報提供の充実 | |
| 2 利用者の立場や権利を保護・擁護する制度の充実 | |
| 3 子どもから高齢者までの健康や介護予防を支援する保健事業の充実 | |
| 4 在宅サービスの質と量の確保 | |
| 5 施設サービス(保育園や入所施設など)の質と量の確保 | |
| 6 成年後見制度や権利擁護事業の必要性や充実 | |
| 7 ボランティア団体や NPO などの育成・活動支援 | |
| 8 区民同士が支え合う仕組みの充実 | |
| 9 民間活力の導入による福祉サービスの確保と活性化 | |
| 10 区民・関連団体・行政の連携と協働の推進 | |
| 11 区民への福祉意識の啓発 | |
| 12 その他(具体的に |) |
| 13 特にな | |

問 12 現在の活動をするうえで、協力や連携をしたい団体や組織はありますか。(2つまで○)

- | | | |
|-------------------|--------------------------|---|
| 1 町会・自治会 | 7 環境美化・リサイクル、みどりの保全関係の団体 | |
| 2 福祉関係の団体 | 8 企業、商店(街) | |
| 3 保健・医療関係の団体 | 9 弁護士・会計士などの専門職 | |
| 4 スポーツ関係の団体 | 10 その他 | |
| 5 学校関係の団体、PTAなど | (具体的に |) |
| 6 防災・防犯、交通安全関係の団体 | 11 ない | |

4 福祉のまちづくりについて

あなた自身がひとりで外出する場合や、ご家族などの同行者と外出する場合について、お聞きします。

問 13 日頃から、介助や見守りなどが必要な高齢者や障害者、乳幼児と一緒に外出する機会がありますか。(○は1つ)

- | |
|-------------------------------------|
| 1 日常的に出かける機会がある |
| 2 年に数回以上、出かける機会がある |
| 3 過去には出かけた経験がある |
| 4 介助や見守りなどが必要な高齢者や障害者、乳幼児と外出した経験がない |

問 14 区内のバリアフリーについて、どのように感じていますか。(それぞれ1つに○)

	とても充実している	充実している	あまり充実していない	充実していない	わからない
回答例	1	2	3	4	5
ア 車いすの人や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路(段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4	5
イ 病院や駅などのスロープ、エレベーターやエスカレーター	1	2	3	4	5
ウ 歩きやすいように障害物(商品や看板、放置自転車、電柱など)が取り除かれ、段差や凹凸が少なく、十分に幅のある歩道や道路	1	2	3	4	5
エ 車いすやベビーカーで乗降しやすいバスやタクシー乗り場	1	2	3	4	5
オ 公園、道路などを含む、まち全体のユニバーサルデザイン	1	2	3	4	5

問 15 区役所や文化ホールなどの公共施設を利用する際に、より安心・快適に利用できるようにするためにどのような設備や案内などがあるよと感じますか。(2つまで○)

- | |
|--|
| 1 施設に、車椅子利用者用トイレや授乳室などがある
2 施設に行くまでに、疲れたときに休憩できるベンチがある
3 施設に行くまでの歩道などの幅が広い
4 施設に行くまでの歩道などや施設の出入口に、段差や急な傾斜がない
5 駅前の案内地図などに、階段や段差のないルートが示されている
6 エレベーターやスロープが目立つ場所にあり見つけやすい
7 バリアフリーマップなどで、事前に使いやすい設備の有無を調べることができる
8 その他(具体的に) |
|--|

問 16 練馬区内の中規模(500㎡未満)・小規模(200㎡未満)の建物は、以前と比べて、高齢者や障害者、乳幼児を連れた方などにとって利用しやすいバリアフリー整備が進んだと感じますか。建物の種類ごとにお答えください。(それぞれ1つに○)

	進んだ	どちらかというに進んだ	どちらかというに進んでいない	進んでいない	過去1年で利用したことがないのでわからない
1 医院やクリニックなどの医療施設	1	2	3	4	5
2 コンビニやスーパーマーケットなどの商業施設	1	2	3	4	5
3 レストランなどの飲食店	1	2	3	4	5
4 理髪店や旅行代理店などのサービス業を営む店舗	1	2	3	4	5
5 マンションなどの共同住宅	1	2	3	4	5
6 映画館や劇場などの興行施設	1	2	3	4	5
7 冠婚葬祭施設などの集会施設	1	2	3	4	5
8 体育館やスポーツジムなどの運動施設	1	2	3	4	5

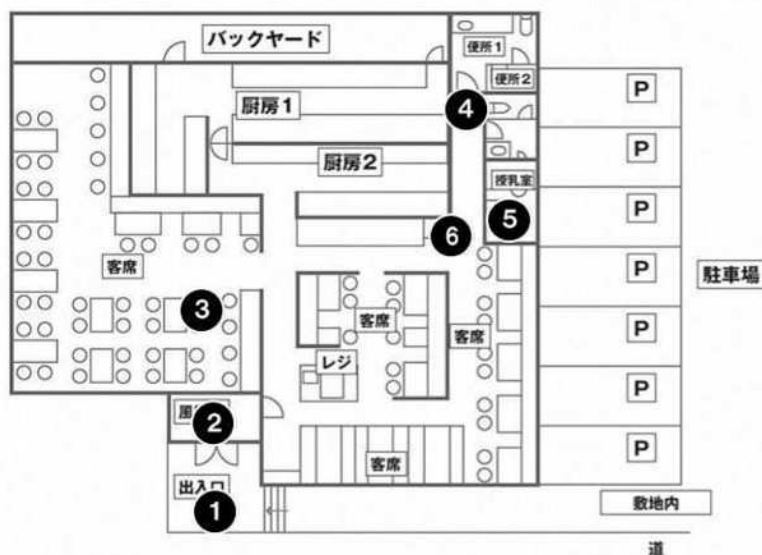
問 16-1 今後、段差の解消や手すりの設置、車いすやベビーカーで使いやすいトイレの設置などのバリアフリー化について、重点的に取り組むべきと思う区内の建物の種類を問 16 の1～8の項目の中から優先度の高いもの3位までの番号をお答えください。

↓ 1～8の番号を記入

1位	2位	3位

問 17 新築・改築等は、区の独自条例に基づき、バリアフリー整備を推進しています。既存の店舗等についても、バリアフリー整備をする際、費用の助成を受けられる事業を設け、バリアフリー化を進めています。しかし、既存の建物のバリアフリー化は、費用やスペース等の面で難しい場合も多くあります。そのような際に、最低限どのような整備があるとよいですか。下の図を参考にお答えください。
(2つまで○)

- 1 道から出入口までのアプローチの段差の解消、手すりの設置など
- 2 出入口の戸の幅を広げる、戸を開けやすくするなど
- 3 廊下や通路の幅を広げる、段差の解消など
- 4 トイレの洋式化、車いすやベビーカーが円滑に利用できる十分な広さと手すりの設置など
- 5 おむつ替えベッドや授乳室の設置など子育て支援設備の設置
- 6 トイレやエレベーターの位置を見つけやすい標識や案内設備の設置
- 7 その他(具体的に)
- 8 特にない



問 18 あなたの活動において、外出する際に、あるとよい設備、事前にわかるとよい情報、使っているアプリ、あるとよいアプリなどをお書きください。(自由記述)

問 19 今後、練馬区内でだれもが外出しやすい環境づくりを進めていくためには、区はどのような取組を充実すべきだと思いますか。(3つまで○)

- 1 高齢者や障害者、子育て層などのユーザーの意見を、バリアフリー整備に反映させる取組
- 2 若者や子どもたちが、障害の有無にかかわらず、一緒にまちづくりについて考え、意見を発信する取組
- 3 駅から主要な公共施設までのアクセスルートを連続的に改善する取組
- 4 店舗や診療所など既存建築物の改修を促進する取組
- 5 鉄道事業者や建物所有者などの事業者に対し、地域のバリアフリー化促進の方針を示す取組
- 6 バリアフリーマップなどで外出に役立つ情報を発信する取組
- 7 区民、事業者、区が福祉のまちづくりに関して、情報共有や意見交換を定期的に行う取組
- 8 設計者などバリアフリー整備に関わる人材を育てる取組
- 9 区職員のバリアフリーやユニバーサルデザインに関する理解や技術を高める取組
- 10 バリアフリー設備の不適切な管理状況について、区民の通報や相談に対応する取組
- 11 だれもが外出しやすい環境づくりに関する区の取組を、わかりやすくまとめて情報発信する 取組
- 12 その他(具体的に)
- 13 特にない

問 20 バリアフリー整備に関するご意見をお書きください。(自由記述)

区では、心理的な障壁を取り除く(心のバリアフリー)ための広報・啓発や、福祉教育の推進、障害や年齢などにかかわらずだれもが外出に必要な情報がいつでも簡単に手に入るよう整えることなど、ソフト面での福祉のまちづくりを進めています。

問 21 ソフト面における福祉のまちづくりを推進するためにはどのような取組が必要だと思いますか。
(3つまで○)

- 1 学校における、お互いを理解し、思いやる心を醸成するための教育
- 2 職場・地域における意識啓発のための研修・講演会などの開催
- 3 手に入れやすく、わかりやすく使いやすい情報の提供
- 4 高齢者や障害者など当事者の社会参加や発言の機会を増やす
- 5 さまざまな方が参加する交流イベントの開催
- 6 ボランティアに参加しやすい仕組みづくり
- 7 地域福祉活動の推進(地域の絆づくりなど)
- 8 多様な区民の交流を増やすためのだれもが集える場の設置
- 9 その他(具体的に)
- 10 特にない

5 権利擁護支援について

権利擁護支援とは、高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、本人の権利を保護するものです。その一つの「成年後見制度」は、判断能力が低下し契約などの法律行為が十分にできなくなった場合に、家庭裁判所が選任した後見人等が本人に代わって財産管理や介護サービスの利用手続きなどを行う制度です。

問 22 活動の中で、どのような困りごとや相談が多いと感じますか。(3つまで○)

- 1 入院・施設への入所のこと
- 2 日常なお金の管理のこと
- 3 福祉サービスの利用のこと
- 4 相続のこと
- 5 お墓や遺品整理のこと
- 6 成年後見制度の利用に関すること
- 7 その他(具体的に)

問 23 権利擁護支援について、どのような施策が必要だと感じますか。(3つまで○)

- 1 元気なうちから利用できるサービスの充実
- 2 終活に関する支援
- 3 成年後見制度の周知・普及に関すること
- 4 後見活動の担い手の育成
- 5 後見人等への支援の充実
- 6 その他(具体的に)
- 7 特になし・わからない

権利擁護支援機関として、社会福祉協議会の権利擁護センターがあります。権利擁護センターでは、高齢者や障害のある方の福祉サービスの利用や財産管理に関する相談受付・支援、また、成年後見制度の普及啓発や利用支援などを行い、住み慣れた地域で安心して生活していくためのお手伝いをしています。

問24 あなたは権利擁護センターにどのようなことを期待しますか。(いくつでも○)

- 1 身寄りのない方への、入院・入所から終末期までの一貫したサポート
- 2 成年後見制度利用に関する相談を中心に、相続や遺言等、終活についての相談窓口
- 3 地域の関係機関や団体と協力して、定期的な相談会や講演会、勉強会等の開催
- 4 親族後見人やその他後見人を担う成年後見制度普及啓発団体への支援の充実
- 5 親族でも専門職でもない後見人として、「市民後見人」の養成と活動を支援
- 6 練馬区社会福祉協議会が法人として、成年後見人等を受任
- 7 その他(具体的に)

問25 権利擁護支援に関するご意見をお書きください。(自由記述)

6 再犯防止について

再犯防止の推進は、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、関係機関等と連携し、必要な取組を推進することで、安全で安心して暮らせる地域社会を実現することを目的としています。

問 26 あなたは、罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援は何だと思いますか。
(いくつでも○)

1 就労支援	6 協力者の活動促進
2 住まいの確保支援	7 どのような支援が必要かわからない
3 経済的支援	8 特に必要な支援はない
4 地域住民の声かけ・かかわり	9 その他(具体的に)
5 非行の防止・就学支援	

問 27 再犯防止のために、練馬区は何をするべきだと思いますか。(いくつでも○)

1 罪を犯した人を区の機関で雇用する
2 罪を犯した人に対する支援ネットワーク(病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成)を作る
3 区民に対して、再犯防止について広報・啓発活動する
4 再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所を支援する
5 再犯防止に協力する民間協力者に対して、財政的な支援をする
6 民間協力者に対する研修を充実する
7 罪を犯した人を支援することに関する区職員の知識向上を図る
8 罪を犯した人を支援する各種手続きの簡素化・円滑化を図る
9 罪を犯した人が暮らす住宅を確保する
10 わからない
11 その他(具体的に)
12 特にない

地域福祉を進める取組について、ご意見、ご提案をお聞かせください。(自由記述)

アンケートは以上です。たくさんの質問にお答えいただき、ありがとうございました。
調査結果は区のホームページで公表します(令和○年○月頃の予定)。